

議案第75号

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「19人」を「14人」に改める。

第3条中「14人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月20日から施行する。

提案理由

農地面積の減少に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を改めるため、本案を提出する。